三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年11月28日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)

三次市立学校設置条例(平成16年三次市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第2三次市立君田中学校の項を削る。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。